

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下所地区）を行うことについて平成23年11月24日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成23年12月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造